

保険医療機関の長 様
保険薬局 様

粟島浦村長 本 保 建 男

子どもの医療費助成事業の一部負担金の助成範囲
(現物給付) の変更について (お知らせ)

日頃から、当村の医療費助成事業につきまして、多大なるご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当村の子ども医療費助成事業について、下記のとおり平成 2 8 年度から制度改正及び受給者証様式の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 実施市町村 粟島浦村

2. 変更内容

変更前	高校卒業まで次の一部負担金を徴収 入院：1,200 円/日、通院：530 円/日 (月 4 回まで)
↓	
変更後	出生した日～満 5 歳に達する日の属する月の月末まで、 <u>入通院とも全額無料</u> なお、満 5 歳に達した翌月からは、高校卒業まで従前の制度を適用

3. 実施時期 平成 2 8 年 1 0 月診療分から
(条例は 4 月から施行。9 月までは償還払いにて実施)

4. 留意事項

- (1) 入通院医療費の実施機関番号として 〔9〕1 5 1 3 3 2 を新設 (出生した日～満 5 歳に達する日の属する月の月末までの子の受給者証)。※別紙 (裏面) のとおり
- (2) (1) の受給者証の場合、保険者負担を除いた分の助成の内訳は、法別 9 0 にて一部負担金 (入院 1,200 円/日、通院 530 円/日) を除いた分を助成し、法別 9 1 にて一部負担金の全額を助成します。それにより、患者負担は 0 円となります。
- (3) 満 5 歳に達した翌月からは、今までどおり 〔9〕1 5 1 3 3 3 のみの受給者証を発行。
- (4) 入院時食事療養費に対する助成は、従前のとおり 0 歳児の減額認定証交付者のみ法別 9 0 の助成対象となり、法別 9 1 は対象外です。
- (5) 訪問看護療養費については、従前のとおり、償還払いにて実施。

【お問い合わせ】

粟島浦村 保健福祉課
子ども医療係

担当：森田 TEL0254-55-2111